

第4章

望ましい環境像の実現に向けた取組

第1節 施策の基本的考え方及び環境配慮指針

望ましい環境像の実現に向けた施策の基本的考え方は次のとおりとします。

○すべての行政施策は、環境への配慮を組み込んで立案し推進する。

市の施策事業は、望ましい環境像の実現を目指して、その立案の段階から環境への配慮を組み込んで施策を推進します。

○SDGsの視点を踏まえ、環境施策の相互の関連を深め、総合的に推進する。

経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえ、施策を推進します。特に、環境教育や啓発に関連する施策は、市民や事業者の環境保全に係る意識を高め、積極的な参画を促す上で重要であり、すべての望ましい環境像の実現とつながっています。

○市民、事業者、NPO等の積極的な参画と協働のもとに推進する。

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者の参画と協働が必要です。今日の環境問題は、事業活動はもとより、日常生活を含むすべての活動と深い関わりがあるという認識の下で、市民、事業者、NPO等、市が一体となった取組を推進します。

環境配慮指針については、次のとおりとします。

良好な環境の将来世代への継承に向け、望ましい環境像を実現するためには、市だけでなく、市民、事業者が日常の活動と環境との関わりについて理解を深め、それぞれの立場からライフスタイルや事業活動等を見直し、適切な環境配慮を行うことが大切です。

本計画の推進に向けて、私たちの日常生活、社会経済活動における環境に配慮すべき事項について、指針を示します。

○市における環境配慮

市は、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、及びカーボンニュートラル チャレンジ戦略 2050 の推進などにより、環境負荷の低減を実践します。具体的な施策は、第2節「基本理念の実現に向けた施策」で示します。

○市民・事業者における環境配慮

第2節「基本理念の実現に向けた施策」を進める際に、市民・事業者から協力いただいたものを記載します。

第2節 基本理念の実現に向けた施策

関連する SDGs の目標

I 脱炭素・資源循環型のまち



施策の方向1 地球温暖化対策の推進

環境と経済の好循環を図り、2050年カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガスの排出削減に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 省エネルギー・再生可能エネルギー（地球温暖化緩和策）の推進

- 市民、事業者、NPO等、市の協働による温室効果ガスの排出量削減に向けて、長岡市地球温暖化対策実行計画及びカーボンニュートラル チャレンジ戦略 2050を推進します。
- 脱炭素社会を実現するため、徹底した省エネルギーの取組をはじめ、太陽光等の再生可能エネルギー導入や長岡産天然ガス等の地産地消を図ります。
- 自動車の移動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利便性の向上や低公害車の導入を促進し、市民、事業者等への啓発を図ります。
- 市街地のヒートアイランド現象を緩和するため、歩道を透水性舗装等により、地表面の透水性の向上を図ります。
- 森林によるCO₂吸収量を増加させるため、森林の下草刈りや間伐等の森林の維持管理を通じて健全な森林を育成するとともに、伐採木の活用を図ります。
- 脱炭素社会に向けて行動変容を促すため、温室効果ガスの抑制など地球温暖化防止につながる情報発信や普及啓発を図ります。
- テレワークやWeb会議などICTの活用により、移動に伴う温室効果ガスの排出抑制を推進します。また、デジタル技術を活用しペーパーレス化に取り組みます。

施策② 地球温暖化適応策の推進

- 地球温暖化による気候変動に伴って、農林水産業や自然生態系、自然災害等、さまざまな影響（リスク）が顕在化していることから、ハード・ソフト両面でその対策を強化して災害に強いまちづくりを進めます。
- 異常気象に備え、国や県が実施する河川改修事業について、本市としても積極的に推進していきます。
- 森林の有する国土保全機能（水源かん養、土砂災害防止等）が適切に発揮されるよう維持保全を図ります。
- 市民や事業者等の理解を深めるため、洪水ハザードマップを活用した防災対策をはじめ、熱中症対策や有害鳥獣対策などの地球温暖化適応策についてさまざまな広報手段を活用し情報提供や普及啓発を図ります。

懸念される気候変動の影響の例

分野	懸念される気候変動の影響
農業、森林・林業、水産業	一等米比率の低下、病害虫の発生増加、海洋生物の分布域の変化 等
水環境・水資源	河川水温の上昇、流量低下、濁水による給水制限 等
自然生態系	イノシシ等有害鳥獣の生息域拡大 等
自然災害・沿岸域	大雨等の発生頻度の増加に伴う水害の増加 等
健康	感染症の拡大、熱中症患者の増加 等

資料：気候変動影響評価報告書（環境省）を基に長岡市作成

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
長岡市域における温室効果ガス排出量	2,540,000t-CO ₂ （平成25年度）	2,212,000t-CO ₂ （令和元年度）	長岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により目標を設定します。
市役所（事務事業）における温室効果ガス排出量	83,176t-CO ₂ （平成25年度）	65,452t-CO ₂ （令和3年度）	長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により目標を設定します。

ウ 市民・事業者における環境配慮（共通）

- COOL CHOICE※¹（クールチョイス）「ゼロカーボンアクション30※²」を心がけましょう。
- 太陽光パネルの設置など、再生可能エネルギーの導入を積極的に検討しましょう。
- 照明やテレビをこまめに消すほか、テレビやパソコン等の電気製品を使用しないときにはコンセントを抜くなど、身近な節電を心がけましょう。
- 冷暖房は適切な温度（例：冷房28℃、暖房20℃）を保つように心がけましょう。
- 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキ・アイドリングを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。
- 自動車の購入にあたっては、電気自動車等低公害車の購入を検討しましょう。
- 物品等の調達の際にはグリーン購入を積極的に進め、環境負荷の低減に配慮した製品を選択するとともに、環境配慮活動に積極的な事業者から優先的に調達しましょう。

※1 COOL CHOICE：省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと

※2 ゼロカーボンアクション30：節電、節水、消費エネルギーの見える化など、暮らしを脱炭素化する30のアクションのこと

エ 市民における環境配慮

- 電気製品等の買い替えの際には、省エネルギー型のものを選択しましょう。
- みんなでひとつの部屋、場所に集まり、冷暖房にかかるエネルギーを節約する取組である「クールシェア」「ウォームシェア」を実践しましょう。
- マイカーの利用を控え、バス等の公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 雨水貯留槽による雨水の利用を心がけましょう。
- 食器洗いやシャワー使用時には水やお湯を出しっぱなしにしないほか、洗濯時には風呂水の再利用を行うなど、節水を心がけましょう。
- 地産地消は移動距離が短く、CO₂の発生抑制につながります。農産物等は地場産や旬のものを選択しましょう。
- 環境イベントやインターネット等を通じて、環境保全についてのさまざまな情報を入手し、そこで学んだことを率先して取り組みましょう。

オ 事業者における環境配慮

- 施設や設備の新設・更新にあたっては、省エネルギー型を選択するとともに、長岡産天然ガスの活用や再生可能エネルギーを導入するなど ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を検討しましょう。
- 市民がクールシェアやウォームシェアできる場所を提供しましょう。
- テレワークや WEB 会議など働き方を工夫し、通勤や出張の削減を検討しましょう。
- 製品開発にあたっては、省エネルギー型やリユース（再使用）あるいはリサイクル（再生利用）可能なものとなるように心がけましょう。
- 生産工程で生じた廃熱等を有効利用するとともに、省エネルギー機器の導入等により、省資源・省エネルギーに努めましょう。
- 業務用の冷凍庫・冷蔵庫、エアコン等の空調機器は、フロン類の漏えいがないか定期的に点検し、廃棄する際には適正に処分しましょう。
- 従業員が環境に配慮した行動をとれるように、環境問題や環境保全対策等に関する環境教育を社内で行いましょう。
- 地産地消のサプライチェーンを心がけて CO₂の発生抑制につなげましょう。
- 駐輪場の設置など、自転車の利用環境の整備を検討し、環境にやさしい事業所・店舗づくりを心がけましょう。
- 公共交通機関や自転車の利用を促進しましょう。



施策の方向 2 ごみの減量と資源循環の推進

循環型社会の形成に向けて、ごみの 3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 3R の推進

- 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、家庭などから排出される一般廃棄物の発生抑制を推進します。
- 使い捨て製品の使用を控えるとともに、マイバッグ、マイボトルの持参や簡易包装の推奨など、廃棄物の排出抑制について啓発を実施します。
- 家庭や飲食店等における消費期限を超えた食品、食べ残し等の食品廃棄物（食品ロス）の発生防止に向けて、啓発を実施します。
- 一般廃棄物の資源化を推進するため、市民や事業者等に対してごみの分別区分についての周知を徹底し、適正な分別収集を推進します。
- 燃やすごみの量を削減するため、枝葉・草の分別収集や本市が先進的に取り組んできた生ごみのバイオガス化事業を推進します。
- 市民団体による資源の集団回収や小売店舗による店頭資源回収等、市民や事業者によるリサイクル活動を支援します。
- 従来の 3R に加え、プラスチック製容器包装・製品の原料について、再生材や紙、バイオマスプラスチック等の活用【Renewable（再生可能資源への代替）】を事業者に働きかけます。
- プラスチック製品や太陽光パネルのリサイクルに向けた取組を推進します。

施策② 資源循環の推進

- 市は、地球温暖化対策実行計画に基づき、率先してグリーン購入に取り組みます。
- 建設廃棄物（アスファルト、コンクリート廃材、建設発生土等）の再生利用を推進します。
- 下水汚泥資源の有効活用に向けて、エネルギー利用、肥料利用、建設資材利用等を推進します。
- 産学官連携などにより、地域資源を活かしたバイオ産業の創出等を通じてコミュニティを形成し、地域内の資源循環を推進します。
- 全国自治体最大規模の生ごみバイオガス発電センターを活用して、さらなる資源循環の取組を推進します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
市全体のごみ排出量	88,400t/年 （平成 28 年度）	85,009t/年 （令和 3 年度）	79,300t/年 （令和 9 年度）
市民 1 人 1 日当たり のごみ排出量	884g/人・日 （平成 28 年度）	888g/人・日 （令和 3 年度）	867g/人・日 （令和 9 年度）
一般廃棄物における リサイクル率	24.7% （平成 28 年度）	24.2% （令和 3 年度）	27.5% （令和 9 年度）
市のグリーン購入 達成率	76% （平成 28 年度）	65.9% （令和 3 年度）	100% （令和 9 年度）



ウ 市民における環境配慮

- COOL CHOICE（クールチョイス）「ゼロカーボンアクション 30」を心がけましょう。
- 商品を購入する際は、本当に必要なものかどうか、無駄にならないかを十分検討しましょう。
- 購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまどり」を心がけましょう。
- 商品を購入する際は、できるだけ耐久性にすぐれた商品を選択しましょう。
- 購入した製品が故障・破損した場合も修理・修繕し、できるだけ長く使用するように心がけましょう。
- 使い捨て商品は利用せず、再使用が可能なもの（リユースびん等）や再生品（再生紙を利用した文房具等）を選択し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に配慮した商品の利用を心がけましょう。
- 生分解性製品[※]等、環境にやさしい商品を購入しましょう。
- 商品を購入する際は、簡易な包装の品物を選ぶことを心がけるとともに、マイバッグを使用するなど、プラスチックごみ等の削減を心がけましょう。
- 「消費期限」「賞味期限」を正しく理解するとともに、料理は食べられる分だけ作ることを心がけ、食品ロスを削減しましょう。
- ごみは適切に分別しましょう。
- 生ごみは、堆肥化容器等で減量し堆肥化するほか、生ごみ用指定袋に入れて、生ごみの収集日にごみステーションへ出しましょう。
- 空きびんや空き缶、古紙類、古着・古布等の資源物は分別し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に心がけましょう。
- 集団回収等のリサイクル活動に積極的に参加しましょう。
- フリーマーケットや不用品交換会等の場を有効に活用しましょう。

※ 生分解性製品：微生物と酵素の働きによって、最終的に水と二酸化炭素にまで分解される製品のこと

エ 事業者における環境配慮

- COOL CHOICE（クールチョイス）「ゼロカーボンアクション 30」を心がけましょう。
- 使い捨て商品は利用せず、再使用が可能なもの（リユースびん等）や再生品（再生紙を利用した文房具等）を選択し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に配慮した商品の利用を心がけましょう。
- 過剰包装を自粛し簡易包装に努めるとともに、包装材や容器等のリユース（再使用）とリサイクル（再生利用）に努めましょう。
- 小売業においては、消費者のマイバッグ持参を推奨し、レジ袋を削減するよう心がけましょう。また、食品トレーや牛乳パック等の回収ボックスを設置し、消費者のリサイクル活動に協力しましょう。
- 資料や宣伝用チラシ等は、再生紙を利用するとともに、両面印刷を行い、できる限り紙の使用量を少なくしましょう。
- デジタル技術の活用によるペーパーレス化を検討しましょう。
- 消費者に対して、エコマーク商品等環境にやさしい商品を提供しましょう。
- 飲食業においては、食べ残しを減らすため、ハーフサイズや小盛りのメニューの提供等を心がけましょう。
- 事業系一般廃棄物の生ごみは分別しましょう。
- 家畜ふん尿は適正に管理するとともに、堆肥化等によるリサイクル（再生利用）を行いましょう。
- 製品開発にあたっては、Renewable（再生可能資源への代替）を検討しましょう。
- 地域資源である豊富な長岡産天然ガスの活用（石炭・石油などの燃料からの転換など）を検討しましょう。

Ⅱ 人と自然が共生するまち

関連する SDGs の目標



施策の方向3 自然環境の保全と活用

本市の森林や農地、里山をはじめとした自然環境の保全等に関する施策を進めます。また、自然とのふれあいの機会を提供するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 森林等自然の保全

- 国定公園、県立自然公園、自然（緑地）環境保全地域※¹や貴重な地形・地質について適正に保全します。
- 森林について、樹木の枝打ちや間伐等適切な整備を実施するとともに、地場産材の利用促進を図るなど、良好な森林の維持に取り組みます。
- 市民や事業者が地域の自然環境について認識を深め、環境保全行動が地域社会に根付くよう啓発します。

施策② 農地、田園・里山の保全と活用

- 二次林や里山・棚田等、多様な生物が生息する農村地域の環境を保全します。
- 有機質資材※²を利用した土づくり、化学肥料や農薬使用の低減など、環境への負荷が少ない農業を推進します。
- 長岡市農村環境計画に基づき、中山間地をはじめとした豊かで美しい田園を守り育て、生き物との共生を図るとともに、安全・安心な農作物づくりに努め、持続可能な農業を展開します。

施策③ 自然とのふれあいの推進

- 野外レクリエーション施設や自然観察林等、自然とふれあえる環境の整備・管理を推進します。
- 農業体験や自然体験、伝統工芸体験等、地域の豊かな資源を活用し、グリーン・ツーリズムを推進します。

※¹ 自然（緑地）環境保全地域：貴重な自然環境を適正に保全するため、新潟県が指定した地域

※² 有機質資材：家畜ふん、稲わら等の有機質を原料とした資材。農地への施用により、地力の維持向上や炭素貯留による環境負荷の軽減に役立ちます。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
森林整備面積	32.6ha （平成28年度）	31.54ha （令和3年度）	増加させる （令和9年度）
野外レクリエーション施設数	23か所 （平成29年度）	23か所 （令和3年度）	23か所 （令和9年度）
GAP（農業生産工程管理）の認証※ ³ 件数	個人認証：5農場 団体認証：2団体（8農場） （平成29年度）	個人認証：3農場 団体認証：2団体（8農場） （令和3年度）	個人認証：10農場 団体認証：2団体（18農場） （令和9年度）

※³ GAP（農業生産工程管理）の認証：一般財団法人日本GAP協会等の第三者機関が、食の安全や環境保全、労働安全等に取り組む農場を審査し、認証する制度

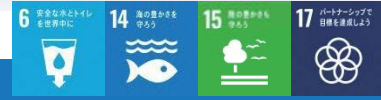


ウ 市民における環境配慮

- 市等が開催する自然観察会やグリーン・ツーリズム等に積極的に参加し、自然環境への理解を深めるように心がけましょう。
- 国定公園や県立自然公園等のすぐれた自然に触れ、これを楽しみましょう。
- 自然公園や野外レクリエーション施設の利用等、自然とのふれあいの機会を設けましょう。
- 農地の管理・保全に努めるとともに、耕作放棄地を増やさないようにさまざまな活用方法を検討しましょう。
- 市民農園や体験型農場、家庭菜園等における農薬の使用に配慮しましょう。
- マイクロプラスチックなどの環境問題に関心を持ち、協力できることを考えましょう。
- 山林の所有者は、下草刈りや間伐を行いましょう。
- 地場産材を利用し、森林の育成に協力しましょう。
- 市民参加による植樹活動等を通じて、森林に親しみましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 農薬の使用に配慮するとともに、生分解性の農業資材を使用するなど、環境にやさしい農法を積極的に導入しましょう。
- 地場産の農産物を市内で優先的に販売し、消費者と協力して地産地消を推進しましょう。
- 耕作放棄地や休耕田の土地管理者は、土地の荒廃を防止するため、除草等適正に管理しましょう。
- 自然環境保全につながる取組を増やしましょう。また、市民が取り組む環境保全活動を応援しましょう。



施策の方向 4 生物多様性の保全・管理

生物多様性国家戦略や新潟県生物多様性地域計画など、国や県の政策との整合を図り、生物多様性の保全等に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 野生鳥獣の適切な管理

- ICT を活用して、野生鳥獣の生息状況等の把握に努め、関係機関とともに有害鳥獣による人的被害や、農林水産業被害の防止に向けた対策・検討を進めます。
- 関係機関と連携し、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、カラス、ムクドリ等、特定野生鳥獣の個体数・生息地の管理に努めます。
- 獣害アドバイザー派遣業務を通じて、有害鳥獣による生活環境被害防止を図ります。

施策② 生物の生息・生育環境の保全

- 市民や事業者に対し、希少な生物の保護を呼びかけるなど、市内に生息する多種多様な生物の保全に努めます。
- 外来生物による影響等の情報把握に努めるとともに、外来生物が生態系や景観に与える影響等について分かりやすく情報提供します。また、駆除方法の広報やクリーン作戦における環境美化袋の支給など、駆除活動を支援します。
- 自然公園等の豊かな自然環境を保全するとともに、人との関わりによって維持されている里地、里山等の保全を図ります。
- 佐渡におけるトキの飼育繁殖及び野生復帰事業を支援するため、分散飼育を行うとともに、一般公開し、トキ保護をはじめ自然環境の保全活動の重要性について周知します。
- 空を舞うトキの姿が見られるよう、農業者、市民、NPO、ボランティア等との協働により、人とトキが共生できる自然環境や社会環境の創出を目指します。
- 民間団体等と連携して、野外学習などを通じた啓発活動と保全活動を推進します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
トキ分散飼育センターでのトキの繁殖数	26 羽 (平成 28 年度までの累計)	49 羽 (令和 3 年度までの累計)	50 羽 (令和 9 年度までの累計)
サル情報メール※の登録者数	45 人 (平成 29 年度)	68 人 (令和 3 年度)	増加させる (令和 9 年度)

※ サル情報メール：ニホンザルによる生活環境被害が多く発生している地域において、行動域調査を実施し、希望者に対して調査結果をメール配信しているもの



ウ 市民における環境配慮

- 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、電気柵の設置等、地域ぐるみの対策を検討しましょう。
- 生物多様性の重要性を理解し、地域の自然環境について見識を深めましょう。
- 希少な生物の乱獲を防止し、保護に取り組みましょう。
- 外来生物の存在を意識し、地域における生息・生育を抑制する活動を行いましょう。
- 新潟県産木材の活用に努め、地域資源の循環に取り組みましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 土地の開発を行う際は、動植物の生息環境の改変を回避したり、最小限に留めるような工法等を選定したりしましょう。また、オフセット（相殺）の考え方※を取り入れて、開発以上に自然環境が豊かになることをしましょう。
- 外来生物の存在を意識し、地域における生息・生育を抑制する活動を行いましょう。
- 新潟県産木材の活用に努め、地域資源の循環に取り組みましょう。

※ オフセットの考え方：開発などにより生態系や生物多様性に与えた影響を、別の場所での生態系の再生や創出などにより相殺する考え方



Ⅲ 環境汚染のない安全なまち

関連する SDGs の目標



施策の方向 5 大気汚染・悪臭の防止

良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の発生源対策や、大気の監視体制に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 大気汚染物質の発生抑制の推進

- 市の廃棄物処理施設については、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等の発生抑制対策を講じ、適正に管理します。
- アスベストについては、県と連携し、建築材料や建築物の解体現場等からの大気中への飛散防止を図ります。
- 大気汚染物質の排出を抑制するため、電気自動車等、大気環境への負荷が少ない低公害車の普及を促進します。
- 不必要な排ガスの発生を抑制するため、急加減速を行わないなどのエコドライブの普及を促進します。
- 自家用車等の利用をできるだけ抑制するため、バス等の公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、歩道や自転車道を整備し、自動車に頼らずに安全快適に移動できる環境の整備を実施します。
- 県の大気観測データを有効活用し、光化学スモッグ注意報等の発令時には、迅速かつ的確に市民、事業者へ周知します。
- フロン類については、県と連携し、フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や専門業者を通じた適切な処分について周知します。

施策② 悪臭の発生抑制の推進

- 工場や事業場等からの悪臭については、発生源者に対して指導を行い、その発生の防止を図ります。
- 野外でのごみの焼却（いわゆる「野焼き」）の禁止については、苦情の多い地域を重点的に巡回して啓発を強化するほか、現地指導や広報等を通じて廃棄物の適正な処理について周知します。
- 煙や臭気の出る設備については、周辺環境に配慮した適切な使用を周知します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
大気汚染物質の環境基準の達成状況	光化学オキシダントのみ非達成（平成 28 年度）	光化学オキシダントのみ非達成（令和 3 年度）	すべての項目で達成（令和 9 年度）
大気汚染・悪臭に関する公害苦情処理件数	32 件（平成 28 年度）	42 件（令和 3 年度）	減少させる（令和 9 年度）

ウ 市民における環境配慮

- マイカーの利用を控え、バス等の公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。
- 自動車の購入にあたっては、電気自動車等低公害車の導入を検討しましょう。
- 野焼きは法律で禁止されています。ごみは分別してごみステーションに出しましょう。
- 煙や臭気の出る設備を使用する際は、定期的に清掃・点検を行うなど、適切な利用を心がけましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 駐輪場の設置など、自転車の利用環境の整備を検討し、環境にやさしい事業所・店舗づくりを心がけましょう。
- 公共交通機関や自転車の利用を促進しましょう。
- 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。
- 自動車の購入にあたっては、電気自動車等低公害車の導入を検討しましょう。
- 業務用の冷凍庫・冷蔵庫、エアコン等の空調機器は、フロン類の漏えいがないか定期的に点検し、廃棄する際には適正に処分しましょう。
- 野焼きは法律で禁止されています。事業所のごみは、適正に処分しましょう。
- 稲わらやもみ殻は焼却せず、すき込みや堆肥づくりに活用しましょう。
- 煙や臭気の出る設備を使用する際は、定期的に清掃・点検を行うなど、適切な利用を心がけましょう。



施策の方向 6 水質汚濁の防止

河川等の水質を保全するため、生活排水等の対策や河川の水質浄化対策、水質監視体制の充実に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 生活排水・事業場排水対策の推進

- 公共下水道の整備を推進するとともに、供用されている区域に居住している市民に対して速やかに下水道へ接続するよう指導し、水洗化を促進します。
- 公共下水道事業の計画区域外の居住者に対しては、合併処理浄化槽の設置を指導するなど、公共用水域の水質汚濁防止を図ります。
- 工場・事業場からの排水については、適切な排水処理を指導するなど、公共用水域の水質汚濁防止を図ります。

施策② 河川の水質浄化対策の推進

- 河川の水質悪化防止のための用悪水路の整備、河川水量確保のための森林保全・整備や透水性舗装の実施等に取り組みます。

施策③ 水質監視体制の充実

- 公共用水域の水質汚濁の状況を的確に把握するため、河川や海域の水質の定期的な監視を行います。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
污水処理人口普及率	97.2% （平成 28 年度）	98.3% （令和 3 年度）	100% （令和 9 年度）
河川における環境基準等達成率（BOD）	93.3% （平成 28 年度）	92.3% （令和 3 年度）	100% （令和 9 年度）

ウ 市民における環境配慮

- 食器の油污等、水と一緒に流さないで拭き取るなど、適切な処理を行い、生活排水による環境負荷の低減を心がけましょう。
- 洗剤を使用する際は、適量を計り、無駄のないように使用し、排水時の環境負荷の低減を心がけましょう。
- 灯油等をホームタンクから給油する際には、こぼさないように細心の注意を払い、万一こぼれてしまった場合は拭き取り、側溝や河川に流れ込まないようにしましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 飲食業においては、調理屑等の残さの処理や、グリーストラップの維持管理等により、適切な排水処理を行いましょう。
- 建設工事による濁水の流出を仮沈砂池の設置等により極力減らし、下流の公共用水域の利水・治水や流域の生態系に悪影響が及ばないようにしましょう。
- 灯油等のタンクについて、油漏れ事故を起こさないよう管理者を決めて、適切に管理しましょう。





施策の方向 7 土壌環境の保全

土壌環境を保全するため、土壌汚染、地下水質の把握及び地下水保全に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 土壌・地下水汚染状況の把握

- 土壌汚染の状況把握に努めるとともに、汚染が確認された土地に対しては必要に応じて汚染区域の指定を行い、土地の所有者に対し、汚染土壌の管理方法等について指導します。
- 有害物質による土壌や地下水の汚染を的確に把握するため、地下水質の定期的な監視を行います。

施策② 地下水保全対策の推進

- 消雪用地下水の過剰なくみあげによる地下水位の大幅な低下を防止するため、消雪用地下水の節水について周知するなど、地下水の適正利用を推進します。
- 地下水位の現況を可視化し、市民や事業者の節水行動を促すとともに、水位低下による地盤沈下が発生するおそれのある場合は注意喚起を行います。
- 森林の保全・整備や透水性舗装の導入、河川水量の確保等を通じ、地下水のかん養に取り組みます。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
長岡高校地下水位観測井における地下水の最低水位（地表面下）	17m （平成 28 年度）	24.40m （令和 3 年度）	維持する （令和 9 年度）

ウ 市民における環境配慮

- 地下水位や地盤沈下の現況に関心を持ちましょう。
- 消雪用地下水は、無駄にくみ上げることはないよう節水しましょう。
- 農薬や除草剤などは適正に使用しましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 地下水の利用については、節水型設備を導入するなど節水に努めましょう。
- 駐車場等の除雪はできるだけ機械除雪とし、地下水による消雪は必要最小限にとどめましょう。
- 建設発生土の適正な処理を行うとともに土壌汚染を防止し、地下水質の保全に努めましょう。
- 農地や里山の適正な管理を行うことにより、水源かん養・水質浄化機能等の環境保全機能や景観の維持に努めましょう。



施策の方向 8 静けさの保持

工場・事業場からの騒音・振動や日常生活等から生ずる近隣騒音※、交通による騒音の抑制に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 工場等の騒音・振動対策

- 工場、事業場等の発生源に対して、特定施設の設置や建設作業時の届出を徹底し、騒音・振動の未然防止を図るとともに、立入指導等を実施します。
- 工業団地等の対象地域に新たな工場が立地される際には、立地する事業者と公害防止・環境保全協定を締結し、騒音・振動による公害の未然防止を図ります。

施策② 近隣騒音※対策

- 一般家庭から発生するステレオやエアコン室外機の音等の近隣騒音の防止について、周知を図ります。

施策③ 交通騒音対策

- 低騒音型舗装や防音壁の導入、沿道地域における土地利用の適正化等、自動車走行に伴う騒音の発生抑制・対策を実施します。

※ 近隣騒音：一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道等からの騒音以外の飲食店等の深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等を指す。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
一般環境騒音の環境基準超過地点数	2 地点 （平成 28 年度）	3 地点 （令和 3 年度）	0 地点 （令和 9 年度）
高速自動車道騒音の環境基準超過地点数	0 地点 （平成 28 年度）	0 地点 （令和 3 年度）	0 地点 （令和 9 年度）
騒音に関する公害苦情処理件数	18 件 （平成 28 年度）	18 件 （令和 3 年度）	減少させる （令和 9 年度）

ウ 市民における環境配慮

- 楽器や音響機器の使用に際しては、時間や音量を考えて、近隣騒音とならないように心がけましょう。
- 自動車の空ぶかしや不要なアイドリングをしないように心がけましょう。
- 日常生活で発生する騒音に留意し、お互いを思いやる地域づくりを心がけましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 建設工事などでは、低騒音・低振動型工法や環境配慮型の工事用機械を導入しましょう。
- 商業宣伝の音量を下げるなど、近隣公害の発生を防止しましょう。
- 夜間、早朝における物資の搬出入に伴う車両の騒音、振動の軽減に配慮しましょう。
- 工場等で発生する騒音に留意し、お互いを思いやる地域づくりを心がけましょう。





施策の方向 9 化学物質による環境汚染の防止

化学物質による環境リスクを低減するため、分かりやすい情報提供に努めることにより、市民、事業者、行政の情報の共有化を進め、事業活動や日常生活等における化学物質の適正な使用・管理を促します。

ア 基本施策

施策① 化学物質に係る情報の提供

- 市民、事業者が化学物質に対して、より具体的な予防や災害時の行動を起せるよう、国や県等の化学物質の知見等について、分かりやすく情報提供を行います。
- 生物や環境への危険性が疑われている化学物質やこれを含む製品については、可能な限り安全なものに替えていくなど、化学物質による被害の防止を図ります。

施策② 環境中の化学物質のモニタリング調査

- ダイオキシン類をはじめとする環境中の化学物質について、国・県等と連携して調査します。
- 河川・地下水・土壌等における環境汚染が確認された場合は、被害の拡大防止を図り、迅速に情報提供します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
魚類へい死等の環境汚染事案の発生件数	1 件 （平成 28 年度）	0 件 （令和 3 年度）	0 件 （令和 9 年度）
ダイオキシン類の環境基準達成率（河川水）	100% （平成 28 年度）	100% （令和 3 年度）	100% （令和 9 年度）

ウ 市民における環境配慮

- 農薬は、使用する植物や使用量、使用時期等についてラベルの表示に従い、風向き等に留意し、最小限の範囲に使用しましょう。
- 日常生活でどのような化学物質を使用しているか関心を持ちましょう。
- 災害時には注意すべき化学物質を把握しましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 事業活動でどのような化学物質を使用しているか把握し、適正な使用・保管・管理を徹底しましょう。また、危険性が指摘されている、あるいは危険性が疑われている物質や製品については、安全なものに変えましょう。
- 使用している化学物質による環境への影響を把握し、環境リスクの低減に向けた取組を進めましょう。
- 注意すべき化学物質が外部に漏れた際には、速やかな対応と情報開示に努めましょう。



施策の方向 10 廃棄物の適正処理

廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物や産業廃棄物の適正な処理に関する施策を進めます。また、ごみの不法投棄の防止や環境美化のための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 一般廃棄物対策

- 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を推進します。
- ごみ収集車両やごみ処理施設の火災事故を防止するため、リチウムイオン電池等のごみの出し方を周知します。
- 市の一般廃棄物処理施設を適正に維持管理するとともに、新たな処理施設の整備を進めます。

施策② 産業廃棄物対策

- 市内及び隣接市にまたがる産業廃棄物処理施設について、地元住民や県と連携し、施設が適正に維持管理されているかどうか監視します。
- 市有施設の PCB 廃棄物については、PCB 特別措置法に基づき、期限内に適正に処分します。
- 建築物の解体等に伴い生ずるアスベスト廃棄物については、県と連携して適正処理を促進します。

施策③ ごみの不法投棄の防止と環境美化対策

- 市民や事業者によるクリーン作戦等の活動の実施に際して、支援を行います。
- 環境美化推進員の活動を通じて、地域の美化を進めるとともに、不法投棄パトロールを行い、監視体制を継続します。
- プラスチックごみのポイ捨てや不法投棄の防止を周知し、マイクロプラスチック問題の課題解決につなげていきます。
- 「長岡市空き地管理の適正化に関する要綱」に基づき、雑草等が繁茂したまま放置されている土地の管理者に対し、適正に管理するよう指導します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
一般廃棄物の不法投棄に関する公害苦情処理件数	66 件 （平成 28 年度）	32 件 （令和 3 年度）	30 件 （令和 9 年度）
市有施設における PCB 廃棄物保管量	1,203 個 （平成 28 年度）	472 個 （令和 3 年度）	0 個 （令和 9 年度）

ウ 市民における環境配慮

- ごみは適切に分別し、決められた収集日にごみステーションに出しましょう。
- ごみのポイ捨ては行わないようにしましょう。
- 野焼きは法律で禁止されています。ごみは分別してごみステーションに出しましょう。
- 河川、道路側溝、公園のクリーン作戦等、地域の清掃・環境美化活動に積極的に参加しましょう。



エ 事業者における環境配慮

- 廃棄物については、リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）するよう、分別処理体制の確保に努めましょう。
- 廃棄物については、減量化に取り組むとともに、マニフェスト制度*等により適正に処理・処分を行いましょ。
- 廃棄物処理時には、周辺環境汚染防止に十分配慮し、廃棄物の種類に合わせて、施設整備を含めた適切な処理を行いましょ。
- 廃棄物を処理施設に搬入する際には、大気汚染、悪臭、騒音・振動等が生じないよう十分な措置を講じましょ。
- 稲わらやもみ殻は焼却せず、すき込みや堆肥づくりに利用するなど、適正に処理ましょ。
- 農業に用いた塩ビ管やビニールシート、ビニールマルチ等は、生分解性のものを用いるか、適正な処分を行いましょ。
- 建設工事に伴い生ずる土砂・汚泥・廃材等については、建設リサイクル法等の法令に従い、リサイクル（再生利用）するとともに、適正に処理・処分ましょ。
- 建設資材は、できる限りリユース（再使用）品・リサイクル（再生利用）品を使用ましょ。
- PCB 廃棄物は、法律に定められた期限までに適正に処分ましょ。
- 地域のクリーン作戦などに積極的に参加ましょ。

*マニフェスト制度：産業廃棄物の委託処理における排出事業者の責任を明確化し、不法投棄の未然防止を目的とした制度。排出事業者が処理を委託する際に、産業廃棄物の種類・数量・運搬事業者・処分事業者等を記入したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付ましょ。

コラム4 Re-Style

Re-Style（循環型社会のライフスタイル）とは、3Rや限りある資源の大切さを多くの人に知ってもらうための取組です。

3R（リデュース・ごみの発生抑制、リユース・再使用、リサイクル・再生利用）はどれも重要ですが、特にごみをもとから減らすリデュースが最も重要です。

まずは、「ごみになるものを買わない、もらわない」、「長く使える製品を買う」行動を心がけましょ。

また、「3R+Renewable(リニューアブル)」という考え方も近年重要になってきました。「Renewable」とは、「再生可能な資源に替える取組」です。



出典：Re-Style とは（環境省HP）

IV 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち

関連する SDGs の目標



施策の方向 11 快適で魅力的なまちの創造

快適で魅力的なまちをつくるため、市街地の緑化や水辺空間の整備に関する施策を進めます。また、良好な景観を保全するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 都市緑化の推進

- 市民や行政、事業者等が協働・連携しながら、総合的かつ計画的に緑の保全と緑化を推進します。
- 市内には、レクリエーションの場所となっている緑、歴史的資源である緑等といった緑の拠点があります。これらの緑の拠点において、必要に応じてレクリエーション機能や防災機能等の充実を図り、市民にとって身近に感じられ、機能を十分に発揮した拠点の形成を目指します。
- 長岡市緑花センター「花テラス」を拠点としたさまざまな花づくり活動や教室の開催等を展開し、市民の緑化に対する意識啓発・担い手の育成等を図るほか、花いっぱい運動の開催や民間施設・民有地における緑化への支援等を行い、市民の緑化活動を促進します。

施策② 水辺空間の整備

- 多様な動植物の生息環境を保全するため、自然環境に配慮した河川整備を推進します。
- 河川沿いの散策路や自然体験の場等、市民に親しまれる親水空間づくりを進めます。

施策③ 景観まちづくりの推進

- 長岡市景観アクションプランで定める景観形成方針や景観アドバイザーを活用し、長岡らしい美しい景観まちづくりを進め、生活環境の向上やまちの魅力・価値の創出を図ります。
- 市民、事業者の主体的な活動を支援するほか、学習機会の提供等の啓発事業の実施により、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを進めます。
- 自然、歴史、文化等の地域固有の景観資源を活かした街なみ環境整備を進めます。
- 屋外広告物について、長岡市における広告景観ガイドラインで定める事項と一体的な景観誘導を図ります。表示面積や色彩、照明が周辺環境と調和するよう指導・助言します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
都市計画区域内人口 1人当たりの都市公園 面積	24.3m ² /人 (平成28年度)	27.1m ² /人 (令和2年度)	維持する (令和9年度)
都市公園面積	585.21ha (平成28年度)	640.15ha (令和3年度)	維持する (令和9年度)

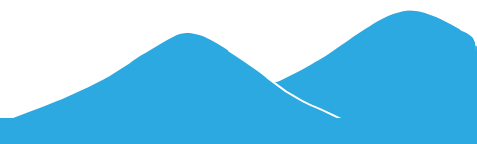
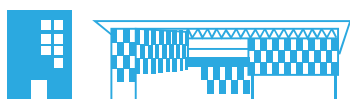


ウ 市民における環境配慮

- 街路樹や公園等の地域の身近な木々の緑を大切にし、その保護や植樹活動等を心がけましょう。
- 庭等に木や花を植えるように心がけましょう。
- 身近な水辺空間を大切にしましょう。
- 地域の清掃活動、環境美化活動、緑化活動に積極的に参加しましょう。
- 地域のまちづくりに関心を持ち、説明会や意見募集（パブリックコメント）に積極的に参加しましょう。
- 良好な景観形成に関心を持ち、住まい周辺の景観の維持及び向上に努めましょう。
- 個人の住宅もまちなみを構成する要素であるという認識のもと、家屋の維持管理に努めましょう。また、新築・改築などの際は周辺の景観との調和に努めましょう。
- 地域で親しまれている身近な歴史文化遺産や自然環境を再確認し、地域ぐるみでその保全に努めましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 看板等の設置については、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。
- 事業所や、その周辺の清掃活動、環境美化活動、緑化活動に積極的に参加しましょう。
- 事業者は、自らも景観街づくりの重要な担い手であることを意識し、事業活動の中で積極的にまちなみの魅力を高める活動を実践しましょう。
- 開発事業等は、景観形成基準への適合はもとより、率先して、良好な景観形成への貢献に取り組みましょう。
- 市民や行政と協力して景観まちづくりを実践しましょう。
- 開発の際は、自然・歴史・文化等、地域固有の景観資源の保全に努めましょう。
- 光害対策ガイドラインに基づき、夜間照明の照度や向き、時間帯に配慮しましょう。



関連する SDGs の目標



施策の方向 12 環境に配慮した土地利用と開発の推進

土地利用について、環境に配慮した土地利用に関する施策を進めます。また、開発の際には自然環境と調和に努めるための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 適正な土地利用

- 自然公園や自然（緑地）環境保全地域等の美しく豊かな自然環境について、市民の保健や休養、自然とのふれあいの場として活用するとともに、適正な保全を行い、次の世代に引き継ぐ貴重な資源として持続的な土地利用を図ります。
- 森林や農地が広がる地域では、地球温暖化の防止や防災機能の維持、食料確保等の多面的機能が発揮されるよう適正に保全し、大気汚染・騒音抑制のための街路樹や緑地の適正な配置を行うなど、環境に配慮した土地利用を図ります。
- 人口減少や高齢化の進展を踏まえ、住居系市街地は拡大せず、自家用車に過度に依存せずに生活できるコンパクトなまちづくり及び交通政策に取り組みます。
- 放置され荒廃化する土地・空き家の増加を抑制し、適切な管理に取り組みます。
- 未利用地への再生可能エネルギーの設備導入等による土地の有効利用と、環境保全の両立を図ります。

施策② 自然環境と調和する開発

- 環境と調和した開発事業へと誘導するため、開発事業に対する環境配慮指針を事業者に対して周知・啓発するとともに、国土利用計画（長岡市計画）の調整指導方針等に基づき、都市地域や農業地域等との間の総合調整を図ります。
- 大規模な開発事業の実施にあたっては、環境アセスメントや大規模開発行為の事前協議等既存制度の適正運用に努めるとともに、開発事業者に対し、環境への配慮を促します。

イ 評価指標

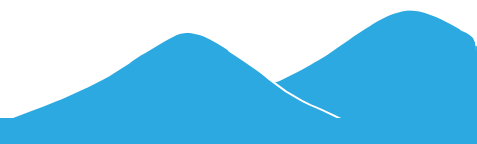
項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
農地面積 （国土利用計画）	185.90km ² （平成 26 年度）	181.40km ² （令和 3 年度）	183.36km ² （令和 7 年度）
森林面積 （国土利用計画）	437.60km ² （平成 26 年度）	437.68km ² （令和 3 年度）	437.75km ² （令和 7 年度）

ウ 市民における環境配慮

- 森林や農地が広がる地域では、地球温暖化の防止や防災機能の維持、食料確保等の多面的機能が発揮されるよう保全しましょう。
- 新潟県産木材の活用に努め、地域資源の循環に取り組みましょう。
- 森林や水田、畑など長岡の豊かな自然を誇りに思い、大切に保全しましょう。
- 身近な公園や緑地、街路樹などの維持や管理に積極的に参加しましょう。
- 家庭では、生垣、花壇、プランターなど周辺の植生や景観との調和に配慮し、緑化の推進に努めましょう。
- 緑化の推進を図る行事やイベントに積極的に参加しましょう。
- 間伐や下草刈りなどを行い、所有している森林の適切な管理をしましょう。
- 森づくりを通じて緑豊かなふるさとを創造する『にいがた「緑」の百年物語』県民運動に参加・協力しましょう。
- 土地、空き家等について、近隣の迷惑にならないよう適切な管理を心がけましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 工場・事業所等の敷地は、積極的に緑化しましょう。
- 看板等の設置については、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。
- 周辺の植生や景観との調和に配慮した、市内の緑化等に協力しましょう。
- 土地の開発を行う際は、自然環境、景観資源の保全・保護に努めましょう。
- オフセット（相殺）の考え方を取り入れて、開発以上に自然環境が豊かになることをしましょう。



V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり

関連する SDGs の目標



施策の方向 13 人づくりの推進

環境保全意識の醸成に関する施策を進めます。また、各種環境に関連する情報を収集・提供するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 啓発事業の推進

- 環境配慮指針の周知を通して、市民や事業者の環境保全意識をさらに醸成し、日常生活等における積極的な行動へとつなげるさまざまな取組を進めます。
- 自然環境の保全活動や自然体験イベント等を通じて、市民が自然に触れる機会を提供します。

施策② 環境教育の推進

- 出前講座等の開催を通じて、特に次世代を担う子ども達への環境学習の場や学びの機会を積極的に提供します。
- 持続可能な社会の実現に向けて、SDGs、環境問題、生物多様性、消費生活などをテーマとした講座や ICT を活用した情報発信により、多くの市民や事業者の環境保全に対する意識の醸成を図ります。

施策③ 環境情報の収集と提供

- 国や県、NPO 等の発信する環境情報について積極的に情報収集し、市の広報誌やホームページ、SNS 等を活用して、環境に関連する情報を提供します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
学校での地球温暖化等に関する出前講座の実施回数	4 回 (平成 28 年度)	14 回 (令和 3 年度)	増加させる (令和 9 年度)
環境に関する出前講座の実施回数（市民・事業者向け）	25 回 (平成 28 年度)	4 回 (令和 3 年度)	29 回 (令和 9 年度)
自然観察会等の実施回数	129 回 (平成 28 年度)	104 回 (令和 3 年度)	維持する (令和 9 年度)

ウ 市民における環境配慮

- 新聞やテレビなどを通して、環境に関する話題に関心を持ちましょう。
- 学校や会社等で学んだ環境に関する知識を、家族や友人と共有しましょう。
- 自然環境の保全活動や体験イベントに積極的に参加しましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 従業員に対し、環境意識を深める研修等を実施しましょう。
- 自社で行う環境保全活動等について、ホームページなどを通じて広く情報発信しましょう。
- 地域のクリーン作戦などに積極的に参加しましょう。





施策の方向 14 市民、事業者、NPO 等の参画と協働

市民、事業者、NPO 等との協働による環境保全の取組を推進するため、市民、事業者、NPO 等の取組の支援や環境教育・環境学習の推進等に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 市民、事業者、NPO 等の取組の推進

- 環境配慮指針の周知を通して、環境保全意識の醸成を図ります。
- 自然環境や生物多様性の保全など、市民や地域、NPO 等による環境保全活動を支援し、連携・協働による環境保全の取組を促進します。
- 地域の環境問題を地域が主体的に解決できるよう、さまざまな角度からの支援を行います。
- 地域で行っているクリーン作戦等の美化活動や河川・湧水の保全活動等の取組について情報発信するなど、環境保全に対する市民の意識の醸成を図ります。
- 事業活動における環境保全対策の取組を支援します。
- 事業者による環境への負荷の低減に資する製品やサービスの提供等、エコビジネスを支援します。
- 官民一体となって実施するイベント等を通じて、環境保全に取り組む事業者のネットワークづくりを図ります。
- 新潟県産業資源循環協会、中越地区環境保全協議会等と連携してさまざまなセミナーを開催し、環境保全に関する意識の醸成を図ります。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
官民協働で行う環境イベントの開催回数	2回 (平成28年度)	2回 (令和3年度)	3回 (令和9年度)

ウ 市民における環境配慮

- 地域や市民団体等が行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関する取組について、地域ぐるみで実行できるよう町内で検討してみましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 地域や市民団体等が行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 市民団体等と連携して環境保全活動を実践しましょう。